

刑法の原理

——A・アシュワース&J・ホーダー『刑法の原理（第7版）』
を中心として——

川 本 哲 郎

はじめに

同志社大学イギリス刑事法研究会は、A・アシュワース&J・ホーダー『刑法の原理（第7版）』（Andrew Ashworth & Jeremy Horder, *Principles of Criminal Law*, 7th ed., 2013）の総論部分を翻訳し、8回にわたって同志社法学誌に掲載した（同志社法学69巻4号 [2017年]—70巻4号 [2018年]）。また、著者のアシュワース・オックスフォード大学名誉教授に同志社大学における講演を依頼したところ、快諾していただき、2019年11月15日に研究会において、16日には法学会講演会において、講演が行われた。そして、その翻訳は同志社法学の前号に掲載されている。そこで、この機会に、「刑法の原理」について、翻訳したアシュワース教授の体系書の概要及び特色を述べた後で、我が国やフランスの状況との比較を行い、最近の刑事法の動向に関しても考えてみたい。なお、以下に掲げる頁数は原著のものである。

1. 刑法の諸原理

(1) 諸原理の概要

A. アシュワース教授の諸原理

本書は、その書名どおり、刑法の諸原理を明確に提示することを中核としている。そこで、本書で取り上げられている原理を抽出すると、以下の通りである。

① 自律原理 (23頁)

「各個人は、自らの行為に対して責任があるものとして扱われるべき」であり、自由意思が肯定される。

② 福祉原理 (26頁)

環境保護、公共の安全などの集合的目標を達成することが重要である。

③ 危害原理 (28頁)

J.S. ミルの「自由論」(On Liberty) で有名な危害原理 (Harm Principle) のことであり、危害とは、「他人の不正な作為や不作為の結果である利益の減退した状態」をさす¹⁾。

④ ミニマリスト・アプローチ (31頁)

これは、原理と称されていないが、「人権の尊重、処罰されない権利 (拘禁刑の場合は強い正当化が必要)」、最後の手段、効果などに関連する重要なものである。

⑤ 必要最小限の犯罪化の原理 (52頁)

これについては、とくに、社会防衛政策との相互作用が重要とされている。

1) See, J.Feinberg, Harm to others, 1984 : Harm to Self, 1986.

- ⑥ 不作為ではない作為責任の原理 (principle of liability for acts not omissions) (54頁)

作為義務と自律原理の關係に関するものであり、「見知らぬ人を助けることや法の施行に向けて措置を講じるという一般的義務」の否定について論じられている²⁾。

- ⑦ 社会的責任の原理 (54頁)

これは、市民の協力と相互扶助を中心とするものであり、とくに、欧米で頻発しているテロ行為を抑止するために、重要な役割を果たすものとされている。

- ⑧ 均衡性の原理 (56頁)

この原理は、緊急避難の状態において、適切に行使される有形力の量に関する限界を設定するためのものである。

- ⑨ 不遡及の原理 (57頁)

⑨～⑫は、罪刑法定主義に関連するものであり、我が国やフランスにおいて、「刑法の原理」といわれるときに取り上げられるのは、大半がこれらの原理である。その理論的根拠は、「法の支配に固有の自律の原理や信頼の概念と関連する」。また、ヨーロッパ人権条約7条は、「何人も、実行行為のときに国内法または国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として有罪とされない」と規定している。

- ⑩ 薄氷 (thin ice) 原理 (62頁)

この原理の本質は、自身の行為が違法の境界線上にあることを理解している者は、将来的に自身の行為が犯罪化される危険を引き受けている、というものである。

- ⑪ 最大限の明確性 (maximum certainty) の原理 (62頁)

これは、アメリカ合衆国において、「公正な警告 (fair warning)]

2) 後掲註21) の論文参照。

とか、「曖昧ゆえに無効 (void for vagueness)」と呼ばれているものである。

⑫ 厳格解釈 (strict construction) の原理 (67頁)

言うまでもなく、罪刑法定主義の中核をなすものである。

⑬ 立法機関優位 (legislative supremacy) の原理 (70頁)

この原理も、⑩の薄氷原理と同様に、「適法性の周辺部に自身を置いた者を処罰するのは不公正ではない」ということに関連するものである。

⑭ 無罪の推定 (71頁)

有罪が証明されない限り、そして有罪が証明されるまでは、何人も無罪が推定されるべきであるという原理は、刑法における手続的な公正に関する基本的な原理である。

⑮ 責任の条件に関連する諸原理 (73頁以下)

⑨、⑪、⑫が適法性の原理 (principle of legality = 罪刑法定主義) の基礎であるが、それに対して、ここでは、「メンズレア (意思的要素) の原理) や、福祉原理に基づく客観的責任主義、(危害に対応する) 意図、認識、無謀の立証が必要であるとする「対応の原理 (principle of correspondence)」などが取り上げられる。さらに、適切な犯罪類型の設定に関する「公正なラベリング (分類) の原理」や、我が国では、「行為と責任の同時存在の原則」といわれている「同時存在 (contemporaneity) の原理」、「原因において自由な行為」(actio libera in causa) に類似した「先行する意思的要素 (prior fault) の原理」なども存在する。

B. 我が国における刑法の原理

我が国において取り上げられている「刑法の原理」を見ると、法益保護の原則、刑法の補充性・謙抑性・断片性 (平野龍一)、罪刑法定主義、謙抑主義、責任主義 (川端博)、謙抑的法益保護の原則、刑法の第二次性・補充性 (山

中敬一)、行為主義、責任主義、罪刑法定主義(井田良)、行為主義、責任主義、罪刑法定主義、実体的適正手続(伊東研祐)、法益保護主義、行為主義、責任主義、罪刑法定主義(松原芳博)などであり、①法益保護、②補充性・謙抑性・断片性、③責任主義、④行為主義、⑤罪刑法定主義にまとめられる³⁾。したがって、アシュワース教授の原理の分類は詳細なものであり、我が国において取り上げられている諸原理がさらに詳しく検討されている。

C. フランスにおける刑法の原理

フランスでも、刑法の諸原理が取り上げられ、検討されている。Yves Jeanclosの『刑法の7原理』(Les 7 principes du droit pénal)では、「刑法の作用についての7原理は、立法者の定義を理解かつ分析し、刑事司法の実務的適用を容易にすることを可能にする、本質的基礎的な規則である」として、①無害性(non-nuisibilité)、②罪刑法定主義、③罰則の不遡及、④一事不再理(non bis in dem)、⑤無罪の推定、⑥刑罰の一身専属性と均衡性、⑦公平性が取り上げられている⁴⁾。

(2) 検 討

第1に、我が国の刑法理論においては、刑法の原理の中でも特に法益保護が重視されている。法益侵害・危険のないところに違法性も犯罪もないということが「法益侵害(保護法益)不可欠の原則」⁵⁾とされているし、「『被害なければ刑罰なし』は、啓蒙哲学以来の自由主義刑法の基本原則である」⁶⁾ということも広く承認されていると思われる。そして、イギリスやフランス

3) 平野龍一「刑法 総論I」(1972年)43頁以下、川端博「刑法総論講義 第3版」(2013年)43頁以下、山中敬一「刑法総論 [第2版]」(2008年)48頁以下、井田良「講義・刑法学総論 [第2版]」(2018年)30頁以下、伊東研祐「刑法講義総論」(2010年)15頁以下、松原芳博「刑法総論 [第2版]」(2017年)15頁以下。

4) Yves Jeanclos, Les 7 principes du droit pénal, 2^e éd., 2017.

5) 大谷實「刑法講義総論 新版第5版」(2019年)73頁、229頁。

6) 町野朔「刑法総論」(2019年)18頁。

でも、そのことは承認されているのであるが、アシュワース教授は、危害行為について、「他者に危害を加え、または他者に容認できない危害の危険を創出する一定の行為」としたうえで、危害原理の本質は、国家がそのような行為を犯罪化しても正当化されるということである、としている(28頁)。また、フランスでも、「他人に危害を加えない」ことは生活原理であり、組織社会の黄金律であるとされているが⁷⁾、従来犯罪とされていなかった行為を犯罪とすにあたって参照されるべき行為原理であるとされている。つまり、そこでは、法益侵害が存在しなければ処罰されないという側面だけでなく、法益侵害が存在すれば犯罪とされるという側面も同様に重視されているのである。実際に、我が国においても、1970年代には、従来犯罪とされてきた行為を犯罪として処罰しないという非犯罪化(decriminalization)の動きが紹介され、議論されてきた。そして、妊娠中絶や、売春、薬物依存、賭博、猥褻図書頒布などが対象として取り上げられた⁸⁾。しかし、その後、1990年代になると、それとは逆の犯罪化の動きが出現し、家庭内暴力(ドメスティック・バイオレンス)と児童虐待、ストーキングなどの行為が処罰の対象となった。イギリスにおいても、1998年に導入された反社会的行為禁止命令(anti-social behaviour order [ASBO])などによる処罰範囲の拡大が見られるし⁹⁾、フランスにおいては、テロや公害犯罪などの抑止に向けた新しい犯罪の創設のときに、「他人に対する危害」が認定の基準として用いられているのである¹⁰⁾。

次に、諸原理の中核である罪刑法定主義については、⑩の薄氷原理(thin ice principle)と⑬の立法機関優位の原理(principle of legislative supremacy)

7) Yves Jeanclos, op.cit., p.17.

8) 大谷實「新版刑事政策講義」(2009年)94頁以下、N. モーリス・G. ホーキンス [長島敦監訳]「犯罪と現代社会」(1971年)3頁以下、瀬川晃「イギリス刑事法の現代的展開」(1995年)6頁、宮澤浩一・森本益之「被害者のない犯罪・気づかれない犯罪」宮澤浩一・藤本哲也・加藤久雄編「犯罪学」(1995年)29頁以下参照。

9) アンドリュー・アシュワース「予防的刑法の勃興」(川本哲郎訳)同志社法学71巻7号(2019年)203頁以下参照。

10) Yves Jeanclos, op.cit., p.17.

とが注目に値する。前者は、「自己の行為が違法の境界線上にあることを理解している者は、その行為が将来犯罪化される危険を引き受けている」、というものであり、後者は、「適法性の周辺部に身を置いた者を処罰するのは不公正ではない」というものである。

我が国の最高裁は、刑罰法規の明確性が問題となった事案において、限定して解釈するのが相当とし、それが「通常の判断能力を有する一般人の理解にも適う」のであるから、違憲ではないと解している（最判昭和60年10月23日刑集39巻6号413頁）。つまり、ここで問題となった「淫行」という行為は、①青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為と、②青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為とに限定して解釈すれば、一般人の理解に合っているので、問題はないとしたのである。このような理解を一般人がするとしても、一般人の中には、実際に、これに限りなく近いが該当しないという行為を違法でないと思って実行する者は多くはないであろうと考えられる。一般人の行動原理は、「季下に冠を正さず」＝「他人に違法と疑われるような行為は避ける」というものであるから、アシュワース教授の提示する薄氷原理には一定の説得力があり、それは、また、犯罪化の流れにも合致しているといえよう。

2. 『刑法の原理』の特色

以下では、本書において、特色となっているものを概観する。ここでも、掲げる頁数は原著のものである。

(1) ヨーロッパ人権条約の影響

欧州連合離脱（ブレグジット [Brexit]）で揺れていたイギリスであるが、ヨーロッパの主要国であることに疑いはなく、刑法の分野におけるヨーロッ

パ人権条約の影響が大きいことを受けて、本書においても、この条約への言及が多くなっている。

まず、第3章第5節(g)「不遡及の原理」において、ヨーロッパ人権条約第7条(法に基づかない処罰の禁止：不遡及の原理)が紹介されている。条約は、「何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も犯罪が行われた時に適用されていた刑罰より重い刑罰を科されない」と定めている。そして、本書では、前述のように、「不遡及の原理の理論的根拠は、『法の支配』に固有の自律の原理や信頼の概念と関連する」が、・・・「イギリスの裁判所は、長年に亘り、不遡及の原理の制約を受けることなく、イギリス刑法を発展させ、拡張してきた」とし、その例として、1962年ショウ事件判決が挙げられている(58頁)¹¹⁾。また、現在では、イギリスは、表面上は不遡及の原理を固守しているが、夫婦間の強姦のケースでは、裁判所が適用の対象を夫にまで拡張したことについて、ヨーロッパ人権条約第7条(法に基づかない処罰の禁止：不遡及の原理)の侵害として、ストラスブール裁判所で検討されたことも取り上げられている(58-59頁)。

さらに、「最大限の明確性の原理」と「無罪の推定」についても、ヨーロッパ人権条約第7条との関連に言及されており、結論部分において、ヨーロッパ人権条約は、・・・(イギリスに)一定の影響を及ぼしてきた。(イギリスは)ヨーロッパ人権条約の権利を重く受け止めてきた」としている(81頁)。

第6章第5節「法律の不知または錯誤」においては、「法律を改正するすべての場合に、法律の不知の抗弁を許すものではない」と述べ、その例として、「裁判所による法律の拡張が合理的に予見できる場合は、予見可能性の要件を充足する」とした欧州人権裁判所の判例が挙げられている(220頁)。さらに、おとり捜査についても、イギリスは、手続の濫用として訴追の停止を認めており、これは、ストラスブールのヨーロッパ人権裁判所のアプロー

11) ショウ事件は、法による道徳の強制の限界が争われた事例である。大谷実「刑事立法とモラル」英米判例百選Ⅰ公法(1978年)154頁参照。

チと一致している、としている。そこでは、罫にかけられた申立人は、「最初から公正な審理を奪われており」、したがって、ヨーロッパ人権条約6条(公正な裁判を受ける権利)に違反する、と判示されたのである(224頁)。なお、暴力犯罪被害者の賠償に関するヨーロッパ条約の前文は、犯罪防止義務に言及している(232頁)¹²⁾。

(2) 法哲学

本書では、イギリスの法哲学ないし哲学への言及が多いのも一つの特徴であると思われる。

(a) H.L.A ハート (1907-1992)¹³⁾

第2章第1節「個人の自律原理」では、ハートの「他行為を行う能力と公平な機会を有していなければ、個人は責任を負わされるべきではない」という言葉が引用されている(25頁)し、第4章第2節「任意性のない行為」においても、非任意行為を「行為主体にはその身体をそのように動かす理由がないにもかかわらず起こった身体の活動」とするハートの定義が批判されている(88頁)。その他にも、第4章第5節「因果関係」において、ハート&オノレが、被告人が正犯に報酬を渡して犯罪を依頼した例について、因果関係を認めたことが取り上げられている(115頁)。

第5章第5節(d)「過失」では、過失責任を認めることに対する反論に対して、「合理的な市民が有する予見と制御の基準に達することが期待できない者に対して例外を認めることは、まったく可能である」とするハートの見解を基本的に支持している(182頁)。また、第6章第7節(c)「社会的責任および社会防衛」では、強制と緊急避難というような免責条件において、「しっかりした人」(the person of reasonable firmness)という客観的基準は、

12) フランス刑法には、「犯罪の不阻止・不救助」を処罰する規定が置かれている(223-6条)。

13) See, H.L.A.Hart, *Punishment and Responsibility*, 2nd ed., 2008; Hart and Honore, *Causation in the Law*, 2nd ed., 1985.

「規範的期待の理論 (the doctrine of 'normative expectations')」ないし、「ハートの『公平な機会』という原理 (Hart's 'fair opportunity' rationale)」によっては、誤った抗弁という司法のおそれによるほどには、支持されないであろう」としている。つまり、客観的基準は、「規範的期待」や「公平な機会」よりも、誤った抗弁のおそれによって支持されている、というのである (230頁)。要するに、「法に従って行為する能力と公平な機会とがある場合にのみ刑事責任を問われる」というハートの主張は、自律性の原理の本質をとらえているが、それだけでは、不十分である、ということが示されているのである (234頁)。

(b) ベンサム (1748–1832)¹⁴⁾

ジェレミー・ベンサムは、功利主義の代表的論者として知られているが、18世紀から19世紀にかけて活躍した哲学者である。刑事法についても、多大な影響を与えているので、本書では、ベンサムの主張への言及も散見される。

まず、第5章第5節「意思的要素の種類」の「(a) 厳格責任」の項において、ベンサムの「刑事制裁は最後の手段」という考えが紹介されており、彼が、「立法者は、危害防止手段として、教育、取締り、民事責任などを優先すべきである」と述べたことを支持し、「刑法は危害を防止する唯一の公的手段ではない」としている (162頁)。また、その後の「(b) 意図」の項においても、ベンサムの「直接意図と間接意図」という分類に触れて、後者は、「結果の発生が」確実だと認識している場合」であるとして、彼の先見の明を評価している (170頁)。さらに、第6章「免責の抗弁」第3節「強制と強要」においても、強制について、「重大な脅迫を受けているときは、刑事責任と刑罰には効力がない」とするベンサムの見解が引用されている。そして、本書では、強制には程度があるので、責任の場面よりも量刑の場面で考慮するのが適切である、とされている (211–212頁)。

14) See., J.Bentham, Introduction to the Principles of Morals and Legislation, ch.XIII.

(3) 検 討

このように、本書では、刑法の諸原理について、ヨーロッパ人権条約を初めとする国際的環境の重要性を示すとともに、原理の根拠に関連する法哲学の視点を参照することによって、原理の多角的な検討を行っていることが大きな特色となっているが、若干の問題を示すと以下の通りである。

まず、イギリスが2020年1月31日にEUから離脱したことを受けて、ヨーロッパ人権条約を批准してから47年後に制定された1998年人権法の取り扱いが気になるところである。この法律は、ヨーロッパ人権条約の国内法化に過ぎないという評価も見られたが、「同法がイギリス憲法に及ぼした影響はきわめて多大である」とされているので、今後イギリスがEUに対して、どのようなスタンスをとるかによって状況が変わるかどうか注目したい¹⁵⁾。

次に、法哲学については、我が国においても、近時、とくに責任を巡る議論において法哲学者からの論稿が登場するようになっている¹⁶⁾。H.L.A. ハートの見解は、道徳と法との関係について日本にも一定の影響を与えている¹⁷⁾が、アシュワース教授が問題としている論点についての検討も必要であろう。また、ベンサムは、我が国の江戸時代に活躍した学者であるが、その影響力が現在まで継続しているのは驚くべきことである。「刑事制裁は最後の手段」であり、「立法者は、危害防止手段として、教育、取締り、民事責任などを優先すべきである」という提言は、具体的に交通犯罪などを想定すれば、現在でも有効であることが明らかであろう¹⁸⁾。

15) 戒能通厚「イギリス憲法〔第2版〕(2018年)28頁。戒能通弘・竹村和也「イギリス法入門」(2018年)134頁以下、元山健・キース・D・ユーイング「イギリス憲法概説」(1999年)91頁以下、飛田茂雄「英米法律情報辞典」(2002年)598頁以下参照。

16) 滝川裕英「責任能力は責任に依存する」法学教室430号(2016年)8頁以下参照。

17) 大谷實「刑法改正とイギリス刑事法」(1975年)17頁以下、高橋則夫「刑法総論 第3版」(2016年)5頁以下参照。ハートの未遂論について、山田慧「未遂犯の本質に関する一考察」同志社法学68巻5号(2016年)332頁以下参照。なお、H.L.A. ハート「法の概念」(長谷部恭男訳)(2014年)290頁以下、濱真一郎「法実証主義の現代的展開」(2014年)参照。

18) 拙著「交通犯罪対策の研究」(2015年)247頁参照。ベンサムが同性愛行為の非犯罪化を主張したことについては、板井広明「功利主義とマイノリティー」深貝保則・戒能通弘編「ジェレ

3. アシュワース教授の最近の研究活動

『刑法の原理（第7版）』が刊行されたのは2013年であるが、その後のアシュワースの研究活動の一端を紹介しておこう。まず、2014年に、Lucia Zender との共著で、“Preventive Justice”¹⁹⁾ が公刊されている。犯罪予防司法について、刑事手続から、反社会的行為禁止命令（ASBO）などの民事予防命令、予防的犯罪、刑事裁判所の危険評価と予防的役割、危険な者の予防拘禁、テロ対策法と保安的手段、公衆衛生法・予防・自由、入国管理などの問題が幅広く取り上げられている²⁰⁾。

2018年には、Criminal Law Review に、「新時代の不作為犯？（A New Generation of Omissions Offences?）」と題する論稿を発表している²¹⁾。イギリスでは、2006年テロ防止法を初めとして、未遂などの未完成犯罪についての改革が行われてきたが、最近では、犯罪予防を怠る不作為犯の処罰化が進行していることについて論じたものである。具体的な例としては、マネーロンダリングなどの犯罪の疑惑についての報告を怠ったものや、法人による贈収賄予防の懈怠、児童虐待防止の懈怠などが取り上げられている。

2019年には、同じCriminal Law Review に、「一般抑止量刑の常識と複雑化した諸問題（The Common Sense and Complications of General Deterrent Sentencing）」という論文を公表している²²⁾。本論文では、イギリスにおいて、重大な犯罪が報告されると、適切な対応として、抑止的量刑が提唱されることがよくあるが、「量刑が重くなると犯罪は減少する」という「常識的な」推論には問題があるとして、厳罰化に対する批判的検討が行われている。つ

ミー・ベンサム の挑戦」(2015年) 338頁以下参照。

19) Andrew Ashworth and Lucia Zender, Preventive Justice, 2014.

20) 拙稿「予防拘禁について」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集』(2016年) 637頁以下参照。

21) See, Andrew Ashworth, A New Generation of Omissions Offences?, *Crim.L.R.* [2018], Issue 5, p.354-364.

22) The Common Sense and Complications of General Deterrent Sentencing, *Crim.L.R.* [2019], Issue 7, pp.564-578.

まり、刑罰が抑止効果を發揮するためには、国民が刑の重くなったことを認識している必要があり、さらに、犯罪が発覚し、有罪を認定される確率が高いことも要求される。また、合理的に行動しない者や、価値観の異なる者には、刑罰の十分な効果は期待できない。そして、刑罰による犯罪抑止よりも、低い財政的かつ人的負担で、より有効な他の予防方策が存在しているのだから、量刑制度を変更するよりも、犯罪を社会問題として取り組むほうが有望であり、そのほうが正当化される、としている。そして、具体的には、状況のない社会的犯罪予防が、刑罰よりも犯罪予防にとって、少なくとも、同等に有効であろうと述べており、安易な厳罰化に警鐘を鳴らすものとなっている。

また、最新のものとして、冒頭に触れたように、同志社法学の前号に掲載されている2つ講演（「予防的刑法の勃興」、「イギリスにおける量刑の諸問題」）²³⁾がある。とくに、予防的刑法については、未遂や予備の拡大という処罰の早期化の問題や、犯罪予防を怠った国民や企業の不作為の問題が取り上げられており、現代世界の刑事法の動向を示すものとなっている。

おわりに

以上のように、アシュワース教授の所説を参考にして、刑法の諸原理について検討してきたが、原理の内容と運用に関する変遷を辿ることが重要であろう。現代では、法益保護の原則は、「法益侵害がなければ犯罪とはならない」という側面と同時に、「法益侵害が存在すれば犯罪となる」という側面も重視されているように思われる。そのことが、刑法解釈論において、「一連の行為」、「危険の現実化」、「処罰の早期化」などの流れが生じる一因となっているのではなかろうか²⁴⁾。

23) 同志社法学71巻7号（2020年）203頁以下、215頁以下参照。

24) アシュワース教授の未遂論については、奥村正雄「イギリスにおける未遂犯の処罰根拠」『曾根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀論文集 [上巻]』（2014年）685頁以下、山田慧・前掲論文（註15）342頁以下参照。

さらに、アシュワース教授の量刑論を見ると、法の運用の重要性にも更なる関心を向ける必要のあることが判明する。交通犯罪などについては、「厳罰化・重罰化」が指摘されることがあるが、法改正によって、当該犯罪に対して規定されていた法定刑の上限を引き上げることが自動的に厳罰化につながるわけでないことは言うまでもない。たとえば、危険運転致死傷罪について、平成30年の検挙人員を見ると、自動車運転死傷処罰法2, 3条の危険運転致死傷罪の検挙人員は568人であり、過失運転致死傷罪の場合は約42万人であるから、きわめて謙抑的な適用がなされていることが明らかである²⁵⁾。さらに、その量刑を見ると、危険運転致死罪17人の内訳は、懲役10年を超える者が4人、10年以下6人、7年以下1人、5年以下4人、3年1人となっている²⁶⁾ので、ここでも、7年を超える者は10人しか存在しないのであるから、自動車運転による致死傷のごく一部を構成しているにすぎない。したがって、このような法の運用状況を見れば、「重かるべくは重く、軽かるべくは軽く」という刑政の大原則が実現されているだけであり、重罰化や厳罰化という評価は妥当ではないように思われる。

最後に、刑事法の世界において様々な変革が現れ、これまで確固たる原理原則と思われていたものにも再考を促すような動きが登場してきている²⁷⁾。原理原則の重要性は改めて述べるまでもないが、時代の動きに応じた修正が必要とされることにも疑いはない。その際の、適切な着地点を探るために、アシュワース教授の所説、さらにイギリス刑法学が、これまでよりも広く参照されるべきであろう。

25) 令和元年版犯罪白書268頁。

26) 同書275頁。

27) 佐藤由梨「イギリス刑事法における『二重の危険の原則』」同志社法学68巻5号(2016年)103頁以下、梶悠輝「イギリス刑事手続における自己負罪拒否特権」同志社法学69巻8号(2018年)97頁以下参照。